

柴監告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、同条第12項の規定により柴田町教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年7月24日

柴田町監査委員 中山 政 喜

柴田町監査委員 我 妻 弘 国

記

平成22年度定期監査（平成22年度社会教育関係施設）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成23年3月2日（柴監告示第1号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成25年7月12日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>1、生涯学習センター・公民館の舞台装置等点検の徹底</p> <p>3センター・4公民館は、地域活動の拠点としての役割を担い、災害時の避難場所に指定されている。日常生活においては文化祭等を通して住民の交流の場でもあり、拠り所でもあるこれらの施設並びに附属施設の維持管理には十分な配慮が必要である。</p> <p>しかしながら、附属施設等の保守点検業務委託において改善すべきとの指摘を受けながら、財源を理由として対応に遅れが出ている事例があった。避難先となるこれらの施設の設備は、安全・安心を優先し維持管理に努めるべきである。</p>	<p>保守点検業務で報告を受けた船岡生涯学習センターの消防用設備誘導用ランプ取り換えと自動火災報知機設備受信機取り換え、ふるさと文化伝承館の非常灯・誘導灯修繕、消防用設備交換修繕については、平成24年度に完了した。農村環境改善センター及び船迫生涯学習センターについては、平成25年度以降に対応していく。</p>	<p>生涯学習課</p>

センター・公民館が災害時の避難場所、かつ地域への情報発信基地であるとの認識に立ち、必要な措置を講じて頂きたい。		
---	--	--

平成23年度定期監査（平成22年度各課等の事務事業）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成23年7月28日（柴監告示第7号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成25年7月12日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>2-(2) 船迫中学校のフェンスについて</p> <p>平成22年度定期監査結果に対して講じた措置の通知によると、通行者に注意を促す手段として看板を2枚設置したとあり、現地を視察したところ、校庭の法面に2枚の看板が設置されていたが、通行人や通行車両から看板の記載事項が確認できるか疑問である。現地を確認していただきたい。</p> <p>フェンスの嵩上げについては、嵩上げか防球ネット新設かを学校側と協議するということであるが、愛媛県今治市の小学校で起きた事故に対する民事訴訟において、当該小学生が「ボールが道路に飛び出し事故が起きる」ことを予見できたとする判決が出されたことも踏まえ、早急に対応策を検討していただきたい。</p>	<p>注意看板は、現地を確認し通行人・通行車両からの目線で目視が可能な位置に変更した。</p> <p>防球ネットについては、船迫中学校運動場の周囲が法面であるため、高い防球ネットの設置は法面から離れた所となることから、運動場面積の確保を前提として、構造、施工方法等の検討結果を踏まえて、学校と協議を行い対応していく。</p>	教育総務課

平成23年度定期監査（平成23年度教育関係施設）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成23年11月29日（柴監告示第11号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成25年7月12日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
(4) プールの水を殺菌するために用いられる消毒剤は、各校が独自に購入して	プールの消毒剤は、次亜塩素酸ソーダが主で、その形態は粒状、錠剤、滅菌機	教育総務課

<p>いるが、他の自治体では一括している購入している事例もある。契約の仕方にもよるが、一括購入することによって単価の引下げや薬剤管理に要する時間等の軽減が考えられるため、薬剤の管理を含めて一括購入の手続を検討していただきたい。</p>	<p>用液材となっており、使用方法により購入剤の種類が異なる。プール用消毒剤に限らず飲料水用次亜塩素酸ソーダなどもあり、各々の使用状況を確認して、不足分をその都度補充購入していることから、指摘の一括購入の手続きについて検討したが、前述の状況も踏まえ各学校における補充購入で対処することとした。</p>	
<p>(5) 幼稚園や学校など、施設の前まで下水道の本管が敷設されていながら、浄化槽を使用し、下水道に接続していない施設が見受けられる。一般家庭に下水道接続を推進している行政側として、下水道への接続が可能な町の施設については、計画的に下水道化を実施していただきたい。</p>	<p>公共下水道供用開始区域内の公共施設は率先して接続しなければならないものと認識している。</p> <p>学校施設で未接続施設は、船岡小学校、西住小学校、第一幼稚園であり大規模改修工事での対処も含め、各施設を計画的に実施していく。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>(6) 船岡小学校に関して、平成 20 年度定期監査の際に特別教室の床材補修と教室の照度確認・対応について指摘事項とし、検討するよう求めたところであるが、3年経過して同じことが学校側から懸案事項として出されるのはどういふことか。教育委員会には改善する意思の有無と理由を明らかにしていただきたい。</p>	<p>特別教室の床材補修については、当面、損傷部分の補修で対応していくが、船岡小学校の大規模改造工事を平成 26 年度に実施設計、次年度施工で計画しており全面的に改修を行うこととしている。教室の照度については、測定の結果、基準値に適合してはいるが、大規模改造工事の中でさらなる改善を図っていく。</p>	<p>教育総務課</p>